

常盤・出島緑地（長崎水辺の森公園）次期指定管理者の候補者決定について

1. 指定管理者候補者

「長崎緑地公園管理事業協同組合」

代表理事 野村 和夫（長崎市出島町10番15号）

2. 選定経過

(1) 募集期間 平成20年8月5日～9月4日

(2) 応募団体 2者

(3) 選定方法

平成20年9月1日から10月21日までに合計5回開催された外部有識者5名で構成する長崎県土木部指定管理者選定委員会において、長崎水辺の森公園の管理運営方針や事業計画等について、申請書の審査を行った。

(4) 選定委員

大学関係者（2名）、地域政策関係者、環境関係者、公認会計士

(5) 選定結果（※100点×5名=500点満点）

（審査基準及び評価の観点は別紙1「長崎水辺の森公園審査基準」のとおり。）

①長崎緑地公園管理事業協同組合 408点

②次 点 262点

(6) 選定理由

① 事業計画について、安全・安心な利用や植生管理などの実施方法を具体的に示すなど、管理計画が優れており、コスト削減にも積極的に取り組んでいる。

② 利用の向上につながる多様な方法・企画が提案されており、これらを総合的に評価した。

(7) 議事要旨

別紙2「選定委員会議事要旨」のとおり。

(8) 事業計画書

長崎緑地公園管理事業協同組合（長崎県土木部港湾課で閲覧できます。）

3. 今後のスケジュール

(1) 平成20年11月定例県議会に議案提出（「公の施設の指定管理者の指定について」）

(2) 議決後、指定管理者として知事が指定

(3) 次期指定管理期間

平成21年4月1日～平成26年3月31日（5年間）

4. 問い合わせ先

〒850-8570 長崎市江戸町2-13 「長崎県土木部港湾課」

TEL：095-824-3625 / FAX：095-821-9246

E-mail：s08040@pref.nagasaki.lg.jp

長崎水辺の森公園指定管理者審査基準

事 項	区 分	評 値 の 観 点
1 住民の平等な利用の確保	① 利用者の平等な利用を確保する方策	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者が平等に利用できる届出・許可の手続制度としているか ・利用許可や届出受理等の事務に関する運用基準の遵守について十分な認識があるか ・個人情報の保護について十分な認識があるか
(小 計)	(一)	
2 施設の効用を最大限発揮すること	① 施設の設置目的との適合性	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設として設置した県の目的を十分に理解しているか ・施設の適正な維持管理及び利活用の促進について十分な認識があるか
	② 利用者に対するサービスの向上	<ul style="list-style-type: none"> ・施設内の樹木、芝生、花壇等の育成・管理方法が県の要求水準を満たしているか ・施設の清掃方法が県の要求水準を満たしているか ・施設内の警備方法が適正かつ具体的か ・違反駐車、犬の放し飼い等利用者マナーに対する対策について十分な認識があるか ・施設の軽微な補修方法が適切かつ具体的か ・施設の軽微な補修の範囲及び実施における県との調整について十分な認識があるか
	③ 施設の利活用の方策	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の利活用の促進に関する方針・手法が適正かつ具体的か ・施設を利用した自主事業の実施方法が適正かつ具体的か ・イベント企画等における公共性の確保について十分な認識があるか
	④ 利用料金の設定額	<ul style="list-style-type: none"> ・行為許可に関する料金設定が条例で定めていた使用料と比較して適正か ・駐車場及びレストランの料金設定が条例で定めていた使用料と比較して適正か
	⑤ 長崎港全体の振興策	<ul style="list-style-type: none"> ・長崎港の港湾施設として運営するうえで近隣の港湾施設と連携を図り、港全体の振興を図ることについて十分な認識があるか
	⑥ 施設の管理に関する新しい視点、考え方など	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの行政による直営管理と比較して新しい視点、考え方に基づく施設管理のあり方を適正かつ具体的に記載しているか。
(小 計)	(45)	
3 施設の管理運営経費の縮減	① 収支計画の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・管理運営に関する事業計画と整合した収入計画となっているか ・管理運営に関する事業計画と整合した支出計画となっているか ・人件費の設定に著しい不適切はないか ・管理経費の県負担の軽減の程度が適正であるか
	② 収入の確保と経費節減の方策	<ul style="list-style-type: none"> ・利用料金収入及び自主事業収入の方策が適正かつ具体的であり、収入確保について十分な認識があるか ・人件費、維持管理費の積算及び外部委託の内容が適正かつ具体的であり、経費節減について十分な認識があるか
	③ 資金調達力	<ul style="list-style-type: none"> ・経営状況が安定しているか
(小 計)	(30)	
4 施設の管理を安定して行う組織及び人員等の確保	① 組織及び人員などの運営体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・管理運営に関する事業計画と整合した運営体制となっているか ・グループの場合、構成員の個々の役割や責任の所在が明確な運営体制となっているか
	② 専門職員の配置と効率的な運営体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・有資格者や管理経験者など専門職員を適正に配置しているか ・管理事務所の開所時間・配置人員、緊急対応の組織体制が確立しているか ・各種苦情の処理、各種申請・届出の処理、違法行為の指導を効率的に行う運営体制となっているか
	③ 同種事業の実施実績	<ul style="list-style-type: none"> ・公園及び公共施設等の管理実績があるか
(小 計)	(25)	
(合 計)	(100)	